

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2021年12月9日

1 12月12日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、

検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

アイスランド、インド（ラジャスタン州）

2 12月10日午前0時以降、以下の国からの帰国者・入国者について、検疫

所の宿泊施設での待機を求めないこととします。

アラブ首長国連邦

3 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、専門家の意見も踏まえ、科

学的知見に基づきリスクに応じた水際対策を講じていくため、デルタ株等のオミ

クロン株以外の変異株による待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等につい

て、検疫所の待機施設の稼働状況を踏まえ、①3日間待機指定国・地域からの帰

国者・再入国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者、② 6日間待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者、③ 6日間待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者を対象に①から順に、検疫所の待機施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機措置に切り替えることとします。12月10日午前0時（日本時間）以降に到着する①・②・③の対象者に、本措置を適用することとします。

4 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙1「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月9日時点）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_list.pdf ）

別紙2「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_17.pdf ）

別紙3「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_20.pdf ）

別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_21.pdf ）

別紙5「水際対策強化に係る新たな措置（22）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_22.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)